

千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県遺族会及び千葉県戦災遺族会会員の福祉の増進を図るため、千葉県遺族会及び千葉県戦災遺族会の運営に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の補助対象経費、補助基本額及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 千葉県遺族会会長及び千葉県戦災遺族会会長（以下「遺族会会長」という。）は、補助金の交付の申請をしようとするときは、千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費予算額内訳書
- (4) 規約
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに遺族会会長に対し、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) この要綱を遵守すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を遺族会会長に千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

第7条 遺族会会長は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更の承認の申請)

第8条 第5条第1号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(状況報告)

第9条 遺族会会長は、市長が必要と認めるときは、当該遺族会の運営状況に関し、市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 遺族会会長は、実績報告をしようとするときは、千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費決算額内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、遺族会会長に千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 遺族会会長は、補助金の交付を受けようとするときは、千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、事前に一括又は分割して補助金の交付を受けようとするときは、千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第13条 市長は、遺族会会長が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、補助金の他の用途への使用をし、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分違反したときは、補助金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による決定の取消をしたときは、千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（返還命令）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、補助対象経費の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、遺族会会長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 3 前2項の規定による返還命令は、千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（立入検査等）

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、遺族会会長に報告させ、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類及びその他の関係書類を検査させることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。
- 2 千葉市遺族会運営補助金交付要綱（昭和60年4月1日施行）及び千葉市戦災遺族会運営補助金交付要綱（昭和60年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

補助対象団体	補助対象経費	補助基本額	補助率
千葉市遺族会	報酬費、交通費、通信費、消耗品費、印刷費、光熱水費、会議費	補助対象経費の総額と1,000千円とを比較して、いずれか低い額	2分の1
千葉市戦災遺族会	交通費、事務用品費、通信費、印刷費、役員会議費	補助対象経費の総額と100千円とを比較して、いずれか低い額	2分の1

千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付申請書

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

団 体 名 及 び

代 表 者 職 氏 名

印

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金の交付を受けたいので、千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付要綱第3条の規定により次のとおり申請します。

補助の目的及び内容	
交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎	
交付を受けたい時期	年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 補助対象経費予算額内訳書(別紙1) 4 規約

様

千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金について次のとおり交付決定したので、千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金交付要綱第 4 条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交 付 条 件	<p>1 補助対象経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>2 この要綱を遵守すること。</p>

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金変更承認申請書

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

団 体 名 及 び

代 表 者 職 氏 名

印

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金について次のとおり変更したいので、承認されますよう千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

補 助 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日
添 付 書 類		1 経過及び内容を証する書類

様

千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金変更承認（不承認）
通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金の変更承認申請について次のとおり承認する(しない)こととしたので、千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

印

変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 補 助 金 額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
変更承認（不承認）理由	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金実績報告書

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

団 体 名 及 び

代 表 者 職 氏 名

印

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金の実績について、千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付要綱第 10 条の規定により次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助対象経費精算額	円
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 補助対象経費決算額内訳書(別紙1)

千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金額確定通知書

年度千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金額を次のとおり確定したので、千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金交付要綱第 11 条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
補助対象経費精算額	円
補助金の戻入額	円
補助金の確定額	円

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付請求書

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

団 体 名 及 び

代 表 者 職 氏 名

印

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県達 第 号千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 金 の 確 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
交 付 請 求 額	円
添 付 書 類	1 千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金額確定通知書の写し

千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金一括（分割）事前交付
請求書

（あて先）千 葉 市 長

住 所

団 体 名 及 び

代 表 者 職 氏 名

印

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）
からの申請であることを確認できる場合は記名のみ
で可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定
のあった千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金の一括（分割）事前交付を
次のとおり受けたいので、千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付要綱
第 1 2 条第 2 項に規定により次のとおり請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
今回の交付請求額	円
添 付 書 類	1 千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営 補助金交付決定通知書の写し

様

千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

様

千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金返還命令書

千葉市遺族会・千葉市戦災遺族会運営補助金交付要綱第14条第 項の規定により次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

令和2年3月26日
保健福祉局次長決裁

千葉県遺族会・千葉県戦災遺族会運営補助金交付要綱第5条第1号に規定する市長の承認を要する「補助対象経費の配分又は遂行計画の変更」の基準を定める件

標記の件に関し、千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号）第5条第1項第1号に規定する補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更に関し、同号に規定する「市長が認める軽微な変更」について、以下のとおり定める。

市長が認める軽微な変更（以下のいずれか一つに該当するもの）

- 1 補助事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって、変更額が補助対象経費の総額の5分の1に満たないもの
- 2 経費の増減の原因が、契約差金や対象者の自然増減など、やむを得ない事情によるもの

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。